

茨城県青少年のための 環境整備条例と規則 (改正)

(平成19年7月1日施行)

改正の概要

青少年のインターネット利用環境の整備

- ◆学校やインターネットカフェなどで、インターネットが利用できるパソコンを青少年に利用させる場合は、フィルタリングソフトなどを使って、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないようにしなければなりません。
- ◆パソコン・携帯電話の販売者やプロバイダーは、フィルタリングソフトなどについて説明するよう努めなければなりません。

- ◆保護者は、フィルタリングソフトなどを使って、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないように努めなければなりません。

罰則の強化

- 青少年に対する不純な性行為＝2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 保護者が認めていない青少年の深夜連れ出し＝30万円以下の罰金
- 青少年の深夜のカラオケボックス・漫画喫茶・インターネットカフェ入場＝営業者に30万円以下の罰金
- さらに、条例に違反した場合、青少年の年齢を知らなかったことを、被疑者が立証しなければならなくなりました。

問合せ先 茨城県女性青少年課
☎029-301-2183



「子育てサロン」訪問
(みなみ公民館、6/21)

選挙は、国民の声を表明する大きな手段であり、選挙管理委員会が中心となり、一人でも多くの市民の声が国政に反映されるよう、高い投票率を目指して、啓発・PRに取り組んでいます。

関心がない、どうせ一票ぐらいと思う有権者が多くなれば、国民の声は反映されません。一票が大切です。私は、選挙権を有してから28年、一度も投票を棄権したことはありません。さあ、投票に行こう！

望間市長
山口伸樹

こんにちは市長室です



投票に行こう

今月29日は参議院選挙の投票日であります。必ず、行きましょう。当日予定のある方には、期日前投票制度があり、より投票しやすくなっています。本庁及び笠間・岩間支所で実施しております。

最近の選挙の傾向を見ますと、国政、地方選問わず、投票率の低下が大きな問題となっております。特に参議院選は、その中でも投票率が心配されます。しかし、一方で、選挙の争点が明確であると投票率が上がる傾向にあるため、選挙は政策を適確に示すことが必要だと思えます。

今回の参議院選は、国会における二院制度の一方の選挙であり、国民にとって極めて重要な選挙であります。

笠間市(旧1市2町)の過去2回の参議院選を見ますと、2001年が合計平均53.72%、2004年が51.04%であり、県平均がそれぞれ50.18%、50.07%であります。

フィットネスヨガ教室

～もっとしなやかに、もっと美しく～

少人数制で、初めての方にも無理のないプログラムで指導しております。

1日3回のレッスン
(10:00、18:10、20:10)

料金:体験 1,000円



ヘナ髪染め教室

～白髪染め 髪にツヤとコシ～

是非1度100%天然植物「ヘナ」で白髪を染めてみてください。化学染料から植物染料に変えたら髪も体も喜びます。

料金:体験 3,500円

あこのろ倶楽部

〒319-0323 水戸市鯉淵町6123-223(浄土会館様近く。お電話でお問合せください。)
TEL 029(259)9877 お気軽にご相談ください。担当:山中、田山まで